



# これまでの大学院・ これからの大学院

山口拓史



# これまでの大学院・これからの大学院

山口拓史

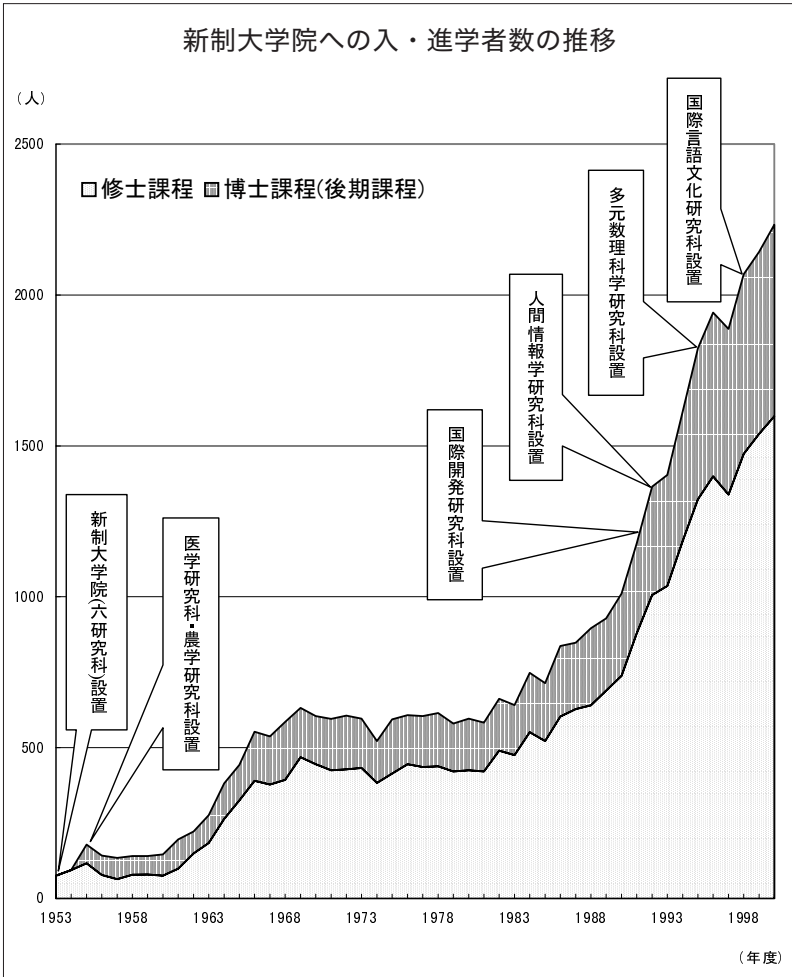
## 目次

はじめに	2
一、戦前の大学院	4
二、名古屋帝国大学大学院	8
三、戦後の大学院	11
四、戦後の名古屋大学大学院	28
五、大学院制度改革の前提	35
六、一九七〇年代以降の大学院改革	37
七、名古屋大学における大学院改革	40
おわりに―これからの大学院教育	45

## はじめに

二〇〇〇（平成一二）年五月一日現在、名古屋大学には約一万六五〇〇名の学生が在籍しています。このうち大学院学生（院生）は、全体の三分の一にあたる約五七〇〇名で、同年度の大学院入学（進学）者数は、前期課程・後期課程・博士課程のすべてをふくめて二二三三名となっています。戦後、名古屋大学をふくむいくつかの国立大学では、一九五三（昭和二八）年から新制大学院（修士課程）が設けられました。このときの名古屋大学大学院への入学者数は七六名で、前期課程・後期課程がそろった一九五五年度における大学院入学者数をみても一七九名にすぎませんでした。この約半世紀の間に、大学院へ入・進学する学生数がおよそ二二倍増になっているのです。おなじ期間における学部への入学者数がおよそ三倍増であったこととくらべると、大学院への関心が大きく高まっていることがわかります。

本書では、日本における大学院の歴史を概説しながら、名古屋大学の大学院のあゆみに焦点をあててみたいと思います。ひとくちに大学院といっても戦前のものと戦後のものとは制度的な位置づけが異なっています。さらにいうとおなじ戦後の大学院でも、今日までのおよそ半



(『明日を拓く名古屋大学3』および『名古屋大学のプロフィール』より作成)

世紀の間にその性格が次第に変化していると思われます。そうした大学院の変化と大学院への社会的関心の高まりとはどのような関係にあるのでしょうか。そもそも大学院とはどのような目的で設けられたのか、どのような目的で設けられるのか、さらにはどのような目的で設けられるべきなのか、などの疑問に対して多少なりともヒントを提示することが本書のねらいとなっています。

## 一、戦前の大学院

### ◆帝国大学令と大学院

日本において、「大学院」とよばれる制度がはじめて登場したのは明治時代のことでした。一八八六（明治一九）年、日本最初の官立総合大学を生み出した帝国大学令が公布されましたが、そのとき「帝国大学ハ大学院及分科大学ヲ以テ構成ス」（第二条）と明示されたのがその始まりです。ただし、この帝国大学令によって制度化されたのは現在の東京大学の前身にあたる帝国大学一校のみでした。戦前期、日本国内には七つの帝国大学（東京、京都、東北、九州、

北海道、大阪、名古屋―設置年順―)が設置されていますが、国内二番目として京都に帝国大学が設置されるまでは国内唯一の帝国大学であったため、「東京」という文字をつける必要がなかったのです。

帝国大学令は「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥<sup>うんのう</sup>ヲ攷究<sup>(考)</sup>スルヲ以テ目的トス」(第一条)と定め、帝国大学が国家目的に応じた學術技芸を教授・研究する機関であることを明示しました。そして、大学院を「學術技芸ノ蘊奥ヲ攷究」する機関、分科大学(のちの学部に対応する)を「學術技芸ノ理論及応用ヲ教授」する機関と位置づけてそれぞれの機能の分担を図ったのです。すなわち、大学院は學術研究機関、分科大学は教授機関(教育機関)として両者を独立した組織とみなしたうえで、帝国大学全体として教授機能と研究機能とをかね備えるようなしくみを採用したのでした。

#### ◆大学令と大学院

一九一八(大正七)年、それまでの帝国大学令にくわえてあらたに大学令が公布されました。この大学令は、さきにふれた一八八六年の帝国大学令とならんで、戦前期日本の大学制度史において重要な節目をなすものとなっています。そのおもな特徴を示すと、第一に大学の目的規定を「国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並ニ其ノ蘊奥ヲ攷究スルヲ以テ目的トシ兼テ

人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」(第一条)と改めたこと、第二に従来の総合大学を原則としながらも例外的に単科大学を認めたこと、第三に国以外による大学設置を認めて公立大学・私立大学を生み出したこと、第四に従来の分科大学に代わって「学部」制を採用したこと、などにまとめることができます。ここでは、とくに第四の点によつて大学院制度が大きく変更されたことに目をむけることにします。

## 大学令

第二条 大学ニハ数個ノ学部ヲ置クヲ常例トス但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ単ニ一個ノ学部ヲ置クモノヲ以テ一大学ト為スコトヲ得(以下略)

第三条 学部ニハ研究科ヲ置クヘシ

数個ノ学部ヲ置キタル大学ニ於テハ研究科間ノ連絡協調ヲ期スル為之ヲ綜合シテ大学院ヲ設クルコトヲ得  
(『例規集』名古屋帝国大学)

これらの規定から、大学院制度に関連してつぎのことを確認することができます。第一に、大学令においては「学部」とそのうえにかならずおかれる「研究科」が、大学の基本構成単位とされていることです。第二に、それまでは「分科大学」と併置された「大学院」が、二つ以





名帝大本部の仮庁舎（愛知一中の旧校舎）（中日新聞社提供）

上の研究科間の連絡協調のための総合体をさす呼称とされるようになったことです。大学令におけるこうした「学部」「研究科」や「大学院」の位置づけは、おなじ時期の帝国大学令改正によって、それまでにあつた帝国大学にも適用されることになりました。

#### ◆あいまいな機能分担

ところで、大学令以前の旧帝国大学令において明示されていた分科大学と大学院による教授機能と研究機能の役割分担についてはどのようなように変化したのでしょうか。実はこの問いに対して、大学令の条文自体は明確な回答を示してはいません。ただし、大学令による制度改革の基本方針を示した臨時教育会議（一九一七～一九一九年に内閣に設置された教育政策審議機関）の答申など

によると、学部において教育と研究を行い、研究科において研究を行うとされており、旧帝国大学令によって明示されていた機能分担がいまいなものへと変化したことがうかがえます。

その後、大学令や改正帝国大学令によるこうした「学部」と「研究科」「大学院」に関する基本的な枠組みは、戦後になって一九四七（昭和二二）年に学校教育法が公布されるまで変わることがなかったのです。

## 二、名古屋帝国大学大学院

### ◆本人希望による入学

名古屋大学の前身にあたる名古屋帝国大学は、一九三九（昭和一四）年三月三十一日に「名古屋帝国大学官制」が公布され、翌四月一日の施行によって創設されました。これにともない同日、名古屋帝国大学通則、同学位規程などの諸規程類が制定されています。ここでは、名古屋帝国大学通則にある大学院関連の諸条項にもとづいて戦前の大学院（旧制大学院）のようすを描き出してみましよう。

まず大学院への入学方法ですが、学部卒業試験に合格した者であれば本人の願い出に応じて学部教授会が審議し、その入学を許可することになっています（第六十二条）。ここには、現在のような入学試験の実施に関する記述はみられません。そして入学後は、すでにふれたように「大学院」とは各学部のうえにおかれる研究科の総称的なものでしたから、それぞれの大学院学生（院生）はそれぞれ学部組織に分かれて所属することになります（第六十一条）。

第六十一条 大学院学生ハ各学部ニ分属シ教官ノ指導ヲ受ケテ學術ヲ研究ス

第六十二条 本学学部所定ノ試験ニ合格シタル者大学院ニ入ラントスルトキハ願書ニ研究事項ヲ具シ学部長ヲ経テ総長ニ願出ツヘシ総長ハ当該学部教授会ノ議ヲ経テ之ヲ許可ス

（『例規集』名古屋帝国大学）

◆独自のカリキュラムはない

院生は二年間の在学期間中、現在のような組織だてられた大学院独自のカリキュラムが存在しなかったため、必要に応じて学部の講義・実験に参加できる程度でした（第六六条）。また院生は、大学の所在地以外に住むことや他の職務につくことを原則として禁止されていました（第六七条）。

第六十四条 大学院学生ノ在学期間ハ二年トス但シ研究ノ必要ニ依リ引續キ在学セントスル者ハ其ノ旨総長ニ願出ツヘシ総長ハ当該学部教授会ノ議ヲ経テ一年毎ニ之ヲ許可ス

第六十六条 大学院学生ハ指導者及学科担任者ノ承認ヲ経テ学部ノ講義又ハ実験ニ出席スルコトヲ得

第六十七条 大学院学生ハ本学所在地以外ニ居住シ又ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ス

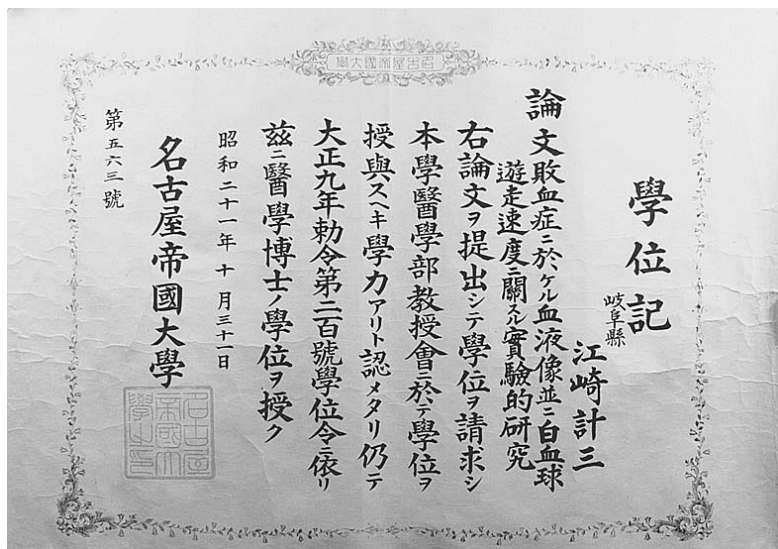
但シ当該学部教務ニ従事シ又ハ評議会ニ於テ研究上必要ト認めタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六十九条 大学院学生ニシテ学位ヲ得ントスル者ハ在学二年以上ヲ経タル後其ノ研究事項ニ就キ論文ヲ総長ニ提出スヘシ

学位ヲ請求セサルモ相当ノ研究ヲ為シタリト認ムル者ニハ総長ハ証明書ヲ付与スルコトアルヘシ

(『例規集』名古屋帝国大学)

これらの点からみると、おおむね当時の院生は、正規の学生ではありながらかなり自由に過ごすことができたように思われます。これに関連して、「大学院学生は、自分でテーマをみつけ、自学自習しつつ時たま学部教員の個人指導を受けるぐらいで、ほとんど放置されていたのが実情であった」(稿本名古屋大学五十年史編集委員会編『稿本 名古屋大学五十年史』第七巻、



旧制大学院の学位記（江崎計三氏所蔵）

一九九四年）という文系教員の述懐が残されています。

### 三、戦後の大学院

#### ◆占領下の教育改革

戦後日本の教育および教育制度は、GHQ/SCAP（連合国最高司令官総司令部）による間接統治のもと、CI&E（民間情報教育局）による強力な指導を受けながら根本的に改革されました。その結果、戦後の教育制度は、いわゆる憲法・教育基本法体制とよばれる理念的・制度的枠組みで再構成され、学校教育法にもとづく新し

い学制が実施されることになりました。

こうした一連の戦後教育改革は、大学院制度にもきわめて大きな変革をもたらしたといえます。ここでは、教育刷新委員会での議論、学校教育法の制定、大学基準協会の「大学院基準」の三点に着目しながら、大学院制度改革の内容を整理しておきます。

#### ◆教育刷新委員会での議論

教育刷新委員会（のちに教育刷新審議会と改称）は、終戦直後の一九四六（昭和二一）年に日本の教育改革に関する重要事項を調査審議することを目的として内閣に設置された教育審議機関です。同委員会は、政治、教育、宗教、文化、経済、産業等の各界における学識経験者五〇名以内で構成されました。一九五二年に現在の中央教育審議会が設置されるまで存続し、その間に「報告」「建議」「建言」という形で計三五回の決議を行っています。

さて、この教育刷新委員会の決議内容のうちで大学院の制度に係るものとしては、一九四六年一二月の「教育の理念及び教育基本法に関すること外三件」（第一回報告）、一九四八年七月の「科学研究者養成に関すること」（第一九回報告）があります。前者は、「高等学校につづく教育機関について」という項目のなかにあるつぎのような文章です。

- (1) 高等学校（仮称）に続く学校は四年の大学を原則とすること。  
但し大学は三年又は五年としてもよい。
- (2) 大学には研究科又は研究所を設けることができること。この研究科又は研究所は大学を卒業して後特に学問の研究をなす者を收容するものとする。

（『教育刷新委員会・教育刷新審議会 会議録』第一三卷、五六頁、一九四八年）

一見してわかるように、簡潔な文章となっています。教育刷新委員会の総会議事録でこの決議についての審議内容を確認してみると、(1)に関してはかなりの時間を費やして議論を行っています。しかし(2)に関しては、ただ一点「研究所」という用語を「研究院」に変更することが提案されて否決され、結局は右に示した文面になったことを確認できる程度です。一九四六年一二月の段階においては、いわゆる六・三・三・四の学校制度体系の最終教育機関である大学の修業年限が問題とされていたこともあつて、この時点では大学院制度に関する議論がいまだ焦点とはならなかったものと推測されます。

#### ◆科学研究者の養成が第一

では、後者の決議「科学研究者養成に関すること」（一九四八年七月）についてはどうであつ

たのでしうか。教育刷新委員会は、前者の場合とは異なり、この時にはかなりの期間を費やして継続的に議論を重ねています。議論における最大の関心は、どのようにして日本の学術研究の水準を維持・向上させるのかという点にあったようです。

この時期には、のちにふれる学校教育法との関連から、新制大学が国民に広く門戸を開く教育機関（学校）としての役割を大きく担うことが明らかになっていました。国民の教育機会が拡大すること自体は異議を唱えるべき問題ではありません。しかしその一方で学術研究の水準を維持・向上させることもまた戦後日本にとって重要な課題であったのです。これに応えるためには、学校体系の内外において科学研究者養成の方策を十分に講じることが必要となります。こうした背景を踏まえながら、決議の冒頭部分をみてみましょう。

教育ならびに研究を職とする者はもちろん、社会各方面において精深な学術を基礎として活動すべき優秀な人材を養成するがために、学校体系の内外において科学研究者養成の方策を確立することが必要である。

（同前 『教育刷新委員会・教育刷新審議会 会議録』 八〇頁）

ここでは、日本の学術研究水準の維持・向上がきわめて重視され、そのための科学研究者の





米国学術顧問団の名帝大来学（1947年7月）（須川徳子氏提供）

養成こそが急務であるとされています。学校体系の内側・外側という枠にこだわらない科学研究者養成という点に、教育刷新委員会内における学術研究水準の維持・向上に対する一種の危機意識を感じる事ができるように思います。

◆学校体系内の科学研究者養成

以上のような危機意識を前提として、決議が学校体系内における科学研究者の養成機関としてイメージした大学院とはつぎのようなものでした。

- 一、大学院は、大学教育の延長ではなく、前文（前掲の決議冒頭部分をさす―引用者注）の意味における

学術研究者を養成する機関であつて、すべての施設は、この本質に準拠して計画されなければならないこと。

二、相当の指導力及び研究施設を有する大学には、大学院を置き、設備を拡充し、学部教職員の数を増加して大学院の指導力を強化すること。

三、入学資格者は、学士又は大学において適当と認められた者とする事。

大学院の学生は、その本質上これを研究生と呼ぶこと。

四、研究生は、その研究に関しては、指導教授の指導を受けること。

但し大学において指導要綱様のもにより、在学の更新、研究報告等に関する定をなし、又研究生のための特別講義等を設けることができる。

五、学術上有益な研究成果を挙げ、論文を提出し、<sup>(ママ)</sup>制規の審査に合格した者には、博士の学位を授与すること。但し、学位には、これを授与せる大学の名をかんすること。

(六く八は略) (同前『教育刷新委員会・教育刷新審議会 会議録』八〇頁)

ここでは、大学院が学部教育の延長ではないことを確認したうえで、それが研究者養成のためのものであることが明示されています。また右の引用では省略しましたが、研究費の支給や特別研究生（院生）に一定の身分を与えて生活費等の支給を行うことなども示されています。

## ◆学問水準の低下を懸念

ところで教育刷新委員会では、この総会決議の約一年前にあたる一九四七年四月の第三二回総会においても大学院制度に関する興味深い議論を行っております。そこでは第五特別委員会の報告として、つぎの三項目が報告されました。

- 一、大学院は綜合學術研究所として独立に設置することが出来る。
- 二、現在の帝国大学はこの大学院を以て主体とすること。
- 三、大学院については別に設立規準委員会を設けて研究すること。

（『教育刷新委員会・教育刷新審議会 会議録』第二卷、二八九頁、一九九六年）

総会で右の報告を行った委員が興味深い発言を行っておりますので、少し長文になりますが、あわせて紹介しておきます。ここには、新制大学と新制大学院による學術研究水準の低下問題についての懸念が述べられています。

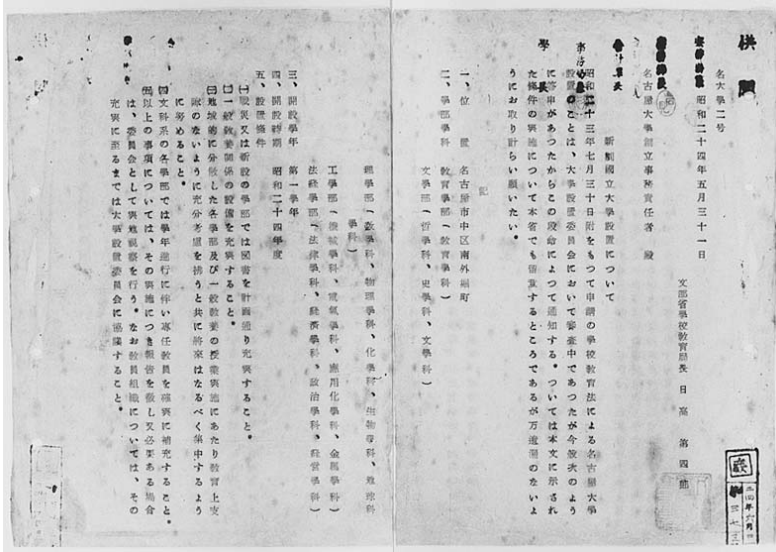
…（前略）これは日本の学問の現状から言っても、それから学制改革になつて新しい大学が出来、そうして日本の学問的な水準が恐らく低下するだろうと思われる将来から言っても、

特別に学問に興味を持ち、それから学問を楽しみながら一生懸命にこの中に深入りをしたいという希望のある人だけを集めて、そこでいろいろな方面の研究を立てる。こういうものが沢山出来なければ、一般的に日本の民衆の水準は高まつても、学問の水準は世界的に高まることが出来ない虞が十分あるので、こういう総合学術研究所を設けて、しかもそれを独立に設けることが出来るようにしないと、学校教育法でそれぞれ大学の内部に附属する大学院とされているものだけでは指導能力が十分でない虞があると思います。つまり一方では講義をしながら、一方ではそういう新しい大学院に学生を指導する力を二分すると、結局はその新しい大学院の学生の指導も十分でない虞があるのであります。∴（以下略）

（同前『教育刷新委員会・教育刷新審議会 会議録』二二八九頁）

#### ◆学校教育法の制定

教育基本法とともに一九四七年三月に公布された学校教育法は、六・三・三・四の学校制度体系など現在の学校教育制度に関する骨格的な事項を定めた基本的な法律です。この学校教育法は、大学院についてのどのような規定を行っているのでしょうか。同法は今日までに何度も一部改正を受けていますが、ここでは制定当初のものを示しておきます。



新制名大設置認可通知

学校教育法（大学院関係分）

第六十二条 大学には、大学院を置くことができる。

第六十五条 大学院は、學術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第六十六条 大学院には、数個の研究科を置くことを常例とする。但し、特別の必要がある場合においては、単に一個の研究科を置くものを大学院とすることができる。

第六十八条 大学院を置く大学は、監督庁の定めるところにより、博士その他の学位を授与することができる。博士その他の学位に関する事項を

定めるについては、監督庁は、大学設置委員会に諮問しなければならない。

すでにふれた大学令の規定と比較してみましょう。大学令では、学部には研究科をかならずおくべきであるとされ、数個の研究科を総称的に大学院とよんでいました。しかし学校教育法では、「大学院を置くことができる」という表現が使われ、すべての大学にかならずしも大学院をおく必要はないことが述べられています。また、単一の研究科であってもそれを大学院として認めるようになっていきます。

さらに大きな変更点は、大学令のもとでは研究機能のみを担っていた大学院があらたに教育機能をも担うことが明記されたことにあるといえます。これに関連して、学校教育法が施行された直後である一九四七年四月の教育刷新委員会第三一回総会で、第五特別委員会報告を行った委員の発言が思い起こされます。

◆ 「博士」と「大博士」

学校教育法の第六八条をあらためてみましょう。同条は、大学院をおく大学に学位を授与する権限があることを示したものです。これまで本書においてふれませんでした。ここに旧制大学院と新制大学院とのちがいを顕著にあらわす問題―大学院制度と学位制度との問題―

がふくまれています。

まず戦前の学位について簡単に説明をしておきます。すでにふれた帝国大学令が公布された翌年にあたる一八八七（明治二〇）年五月、日本で最初の「学位令」が公布されました。このときに設けられた学位は「博士」と「大博士」の二種類でした。そして学位授与の権限は、文部大臣にあるとされていました。また学位は、二通りの方法で授与するものとされていました。一つは大学院を修了したのち「定規試験」に合格した者に授与する方法、残る一つは大学院の学歴をもっていなくても相応の学力をもつ者に授与する方法です。しかし実際に学位取得方法の主流となったのは、後者すなわち論文提出による学位申請であったとされています。この学位令は、約一〇年後の一八九八年一月には全面的に改正され、このとき「大博士」が廃止されて学位は「博士」のみとなっています。これ以後、旧制大学院では博士学位のみが授与されることになったのです。

#### ◆博士以外の学位

もう一度学校教育法第六八条の問題に戻ります。そこには「博士その他の学位」という表現があります。それは、新制大学院が授与するのは博士学位だけではないことを示していることとなります。しかしその一方で、博士学位以外にどのような学位が授与されるのかについて具

体的な名称を打ち出してもいなかったのだ。

ここでふたたび教育刷新委員会総会の決議を振り返っておきます。一九四八年七月の「科学研究者養成に関すること」の「第一 大学院」中の「五」です。「学術上有益な研究成果を挙げ、論文を提出し、制規の審査に合格した者には、博士の学位を授与すること」という記述がありました。この決議が行われた時点で、すでに学校教育法の施行から一年以上が過ぎていました。それを考えあわせると、教育刷新委員会の右の決議内容は、新制大学院が「博士その他の学位」を授与することができるといふ学校教育法の規定に対して意図的に抵抗しているようにさえ思われます。一見して不可解なこの事実関係はどう説明できるのでしょうか。その手がかりは、大学基準協会の「大学院基準」をめぐる動向にふれるなかで明らかになります。

#### ◆大学基準協会の「大学院基準」

大学基準協会は、一九四七年七月に創立された財団法人です。ただし同協会は、法人としての創立以前の一九四六年一〇月段階から大学設立基準設定協議会（のちに大学設置基準設定協議会と改称）として活動を行っていました。この協議会の設置にはC I & Eが深くかわつていて、協議会の審議活動面でもC I & Eは強力な内面的な指導を行っています。

『大学基準協会十年史』によると、大学院制度問題についてC I & Eが同協会に示唆を与え



第十條 學位記ノ様式左ノ如シ

學位令第三條前段ニ該當スル者ノ學位記ニハ紅色輪廓ヲ付ス  
付シ同後段ニ該當スル者ノ學位記ニハ綠色輪廓ヲ付ス

學位記

族籍位數稱

姓 名

明治二十年勅令第十三號學位令第三條ニ依  
リ茲ニ何學博士ノ學位ヲ授ク

年 月 日  
省 印

番 號

割印

(博士用)

學位記

族籍位數稱

姓 名

明治二十年勅令第十三號學位令第四條ニ依  
リ茲ニ大博士ノ學位ヲ授ク

年 月 日  
省 印

番 號

割印

(大博士用)

1887年學位令で定められた學位記様式

るようになったのは一九四七年七月以降のことであつたとされています。しかし教育刷新委員会総会の議事録をみると、同年一月末の時点でC I & Eから学位の制度について「学士」「博士」の間にアメリカの「マスター・オブ・アーツ」に相当するような中間学位の創設を促す意見が出されていたことがわかります。その時期から判断して、この点が学校教育法第六八条の「博士その他の学位」という表現に密接な関連をもつものと考えられます。したがって、すでに指摘したように、教育刷新委員会の総会決議「科学研究者養成に関すること」が博士学位のみを取り上げていたことは、C I & Eの主導による中間学位の創設に

対する教育刷新委員会側の抵抗あるいは反意の表現であったとみることもできるかもしれない。

#### ◆ 「中間学位」の創設

さて、大学基準協会では一九四七年の秋以降、C I & Eの内面的指導を受けながら、大学院基準に関する審議を重ねていました。そして翌年五月開催の第三回総会には「大学院基準案」と「大学院基準解説案」の提案を行っています。それらは最終的に一九四九年四月にC I & Eの承認を受けたのち「大学院基準（昭和二十四年四月一二日決定）」として公表されました。この大学院基準は、「趣旨」の部分と「基準」の部分で構成されています。まず「趣旨」部分を見ておきましょう。

#### 第一 趣旨

- 一、大学院の内容は、修士の学位を与える課程と博士の学位を与える課程とに分れる。
- 二、修士の学位を与える課程は、学部に於ける一般的並びに専門的教養の基礎の上に、広い視野に立つて、専攻分野を研究し、清深な学識と研究能力とを養うことを目的とする。
- 三、博士の学位を与える課程は、独創的研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え、

文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力を養うことを目的とする。

（大学基準協会『大学基準協会会報』第四号、四〇頁、一九四九年）

この大学院基準では、それまでであった博士の学位のほかにあたらしく修士の学位が明示されています。一九四七年一月末の段階でC I & Eが提案していた「中間学位」がここに「修士学位」として実現しているのです。それは結果として、博士の学位のみにこだわった教育刷新委員会の動きに終止符が打たれたことを意味します。

#### ◆大学院の基準

つぎに「基準」部分をみておきます。修士・博士の両課程が学部教育のうえに並列的におかれるしくみになっていることがわかります。また、修士・博士のいずれに対しても課程修了の要件として在学期間と履修単位数が示されたことも重要です。戦前の大学院制度が在学期間のみを定めていたこととくらべると、履修単位を定めることによつて、あたらしい制度ではスクーリングが重視されたといえるのです。スクーリングとは、もともと通信教育において採用される面接指導をさすものですが、この場合は大学院への通学を意味しています。アメリカにおける大学院制度で一般的であったスクーリングをとり入れることで、日本の新制大学院の教

育機能面での充実をねらったものと考えられます。

## 第二 基準

一、大学院は修士の学位を与える課程と、博士の学位を与える課程とを置く。但し修士の学位を与える課程のみを置くことができる。

二、修士の学位を得んとするものは、全日制にては一ヶ年以上、定時制にてはこれに相当する期間在学し、専攻科目について三十単位以上履修し且つ研究論文を提出しなければならない。

三、博士の学位を得んとするものは、全日制にては三ヶ年以上、定時制にてはこれに相当する期間在学し、専攻科目について五十単位以上履修し、独創的研究に基づく研究論文を提出し、且つ最終試験を受けなければならない。

四、大学院に入学する学生は、大学を卒業した者、若しくはこれと同等の学力を有する者でなければならない。

五、大学院を置く大学は、その課程に必要な施設並びに講義、演習、実験等の授業を用意しなければならない。

六、大学院を置く大学は、その目的使命を十分に達成し得るような大学教員組織を用意し



課程です。国公立大学での新制大学院の発足は、これよりすこし遅れて一九五三年度からでした。

#### 四、戦後の名古屋大学大学院

◆国立大学大学院は一九五三年度から

旧七帝国大学をふくむ一二の国立大学に新制大学院が設けられたのは一九五三（昭和二八）年度からです。このとき名古屋大学にも新制大学院（六研究科）が設置されました。新制の名古屋大学は一九四九年度に設置されていましたが、農学部と医学部をのぞく学部学生が一九五二年度末に卒業を迎えました。新制の大学院が一九五三年度から開設された理由は、それら学生の進学の道を用意する必要があったためです。

なお、医学研究科と農学研究科については一九五五年度からの開設でした。医学部では学部の修業年限がほかの学部より二年長かったこと、また農学部では学部の創設がほかの学部より二年遅い一九五一年度であったことがその理由です。

## ◆名古屋大学での設置準備

学内に残されている資料をみると、名古屋大学では一九五〇年一二月から新制大学院の設置にむけた検討が始められていることがわかります。その際に中心的な役割を果たしたのが、学内に設けられた大学院制度研究委員会（一九五〇年一二月七日～一九五三年四月二一日）でした。名古屋大学の新制大学院は、この委員会における審議・立案をもとにその構想が練り上げられたのです。

一九五二年五月、文部省から一つの通知が届きました。翌年度に開設が予定されている新制大学院に関する各大学の設置構想の提出を求めたものでした。これをうけて名古屋大学では、すでに大学院制度研究委員会を中心に検討を行っていた結果を踏まえながら、文学、教育学、法学、経済学、理学、医学、工学の七研究科案の取りまとめが早急に行われています。医学研究科は、すでにふれたように学部教育の修業年限の関係から一九五三年度の設置予定ではなかったのですが、参考案として文部省への報告に盛り込まれました。

その後八月以降、大学院設置にむけた学内の取り組みは集中的に行われました。文部省から、大学院の設置認可申請書の提出期限が同年一月末日であることが通知されたためです。しかし、学内での集中的な検討にもかかわらず、一四種類にもおよぶ膨大な量の添付資料をすべて期限内に準備することはきわめて困難なことであったようです。そのため名古屋大学では、提

出期日に設置認可申請書のみをとりあえず提出し、添付資料は後日提出することで対処します。最終的に添付資料を文部省に提出したのは、一九五二年一二月末のことでした。参考までに他大学による設置認可申請書類の提出時期を示すと、東京大学と九州大学が一九五二年一二月末、京都大学が一九五三年一月となっています。

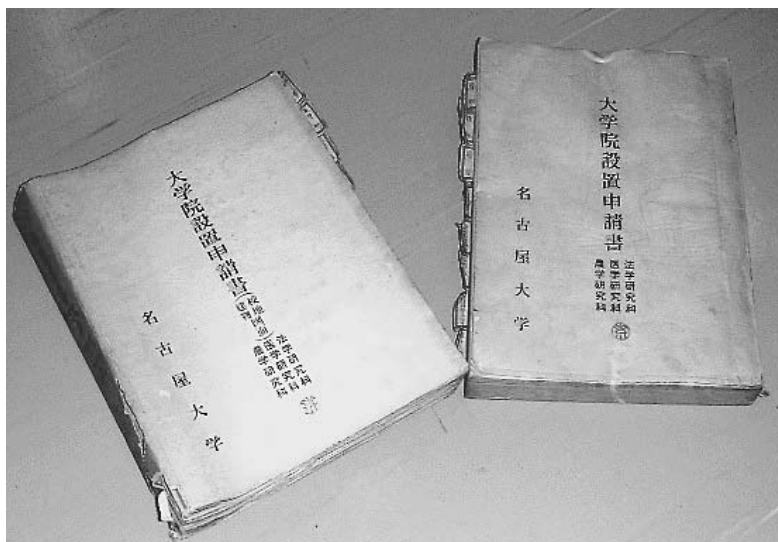
大学設置審議会では、翌年一月末には名古屋大学に関する書類審査を終えたのち、二月の実地視察をはさんで最終的には三月に設置の申請を承認しています。

新制大学院の第一回入試は、各研究科において一九五三年四月二〇日から五日間の日程で学力試験が実施されるとともに、二四・二七日には身体検査も実施されました。このときの入試では、募集人員一九〇名に対して志願者数が一二八名で、最終的に入学したのは七六名にすぎませんでした。当時のようすについて、『名古屋大学新聞』が下記のようには報じています。

入学志願者は、大学院設置の具体的決定がおくれたこと、経済的問題などもあって、その数は少く、…(略)…定員以下で殆ど無競争の状態だったが、選考は定員と無関係に厳重になされるので入学者は五割を割ることになった

(『名古屋大学新聞』一九五三年四月二五日付)





大学院設置申請書控え（法学・医学・農学研究科）

なお、新制大学院の第一回入学式は、医学部構内にあった図書館内の講堂において同年五月一日に行われています。

以下では、名古屋大学に新制大学院が設置されるまでの経緯について、重要と思われる点を中心にふり返っておきます。

#### ◆履修年限の決定

「大学院基準」によると大学院の履修年限（全日制）は、修士課程が一年以上、博士課程が三年以上となっています。この点に関連して名古屋大学の場合は、さきの大学院制度研究委員会で数回の議論を行ったのちに、修士課程二年、博士課程三年の計五年という結論に落ち着いています。この結論の背景には、並行して進めら

れていた他の国立大学や文部省内での議論の影響があるものと思われれます。

学内資料をみると、当時この履修年限問題を検討する際には他の旧帝国大学の動向も参考にしており、それらの大学では修士課程二年、博士課程三年の計五年という方向で検討されていることが紹介されているのです。また、おなじ頃の文部省内では、すでにふれたように一二の国立大学にまず新制大学院を設ける方針を固め、その「修業年限は修士課程、博士課程をふくめて五年とし、うち二年を修士課程とする」という方針が打ち出されています。

ここに示されている文部省や旧帝国大学の大学院設置に対する考え方は、大学基準協会の「大学院基準」とは異なるものであるといえます。「大学院基準」が修士課程と博士課程のいわゆる並列方式を採っているのに対して、文部省や旧帝国大学では修士課程のうえに博士課程をおく積み上げ方式を構想しているのです。ここに、C I & Eや大学基準協会とはやや異なつた大学院観を読み取ることができでしょう。一九四八年七月の「科学研究者養成に関すること」に集約された教育刷新委員会の「大学院Ⅱ 学術研究所」という大学院観があらためて想いおこされます。

#### ◆ 大学院の目的

大学院の目的は、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に

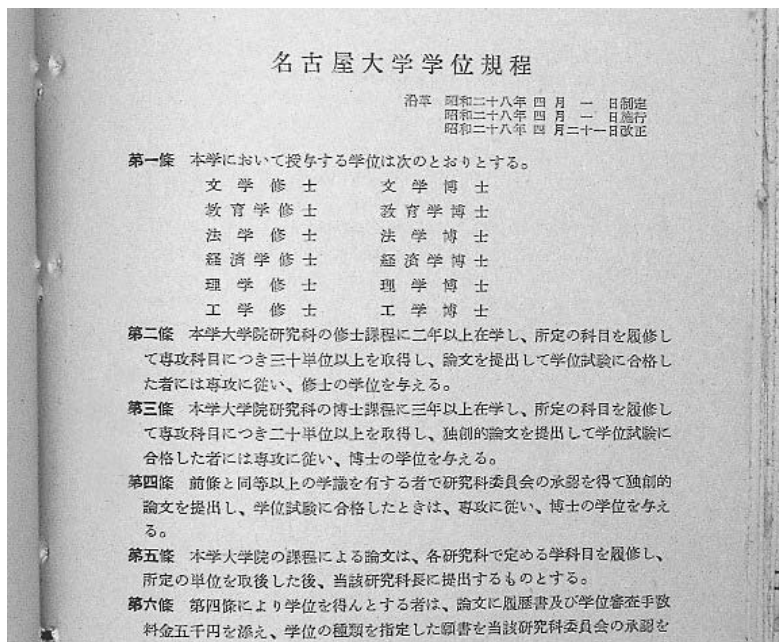
寄与すると共に、學術の研究者、高度の専門技術者及び教授者を養成すること」とされました。当然のことですが、前段の部分は学校教育法第六五条と同一であり、東京大学や九州大学など他大学における目的規定もほとんどこれとおなじものでした。しかし後段の部分の「學術の研究者、高度の専門技術者及び教授者」という文言については、とくに「高度の専門技術者」という部分に名古屋大学の独自性が認められます。のちのことになりますが、一九五五年に「大学院基準」における修士課程の目的規定が改正され、それが研究者の養成と高度の専門家の養成という二つの目的が明示されるようになります。したがって名古屋大学の規定は、結果的にこれを先取りしていたことになるといえるでしょう。

修士課程の目的は、「学部における一般的並びに専門的教育の基礎の上に、広い視野に立つて、専攻分野につき、精深な学識と研究能力とを養(う)」とされました。また博士課程の目的は、「独創的研究によつて従来の學術水準に新しい知見を加え、専攻分野について研究を指導する能力を養う」とされています。これら二つの課程の目的は、「大学院基準」とほとんどおなじものとなっています。実際に設置の申請を行った研究科は、さきにのべた七研究科から医学研究科をのぞいたものでした。なお、修業年限については、すでにふれたように、積み上げ方式にもとづいて修士課程二年、博士課程三年とされました。

## ◆学位制度との関連

学位制度との関連についてもみておきましょう。「大学院基準」では、修士の学位を得るためには全日制で一年以上在学三〇単位以上履修し、研究論文を提出することが必要であるとされています。他方、博士の学位の場合は全日制で三年以上在学五〇単位以上履修し、独創的研究にもとづく研究論文を提出し、さらに最終試験に合格することが必要であるとされています。前者が論文の提出までを要件としているのに対して、後者では独創的論文の提出とともに最終試験の合格をも要件としているのです。しかしこの点について名古屋大学をふくむそれぞれの大学では、学位に関する規程（規則）において、修士・博士ともに最終試験を課すことになっています。

実は、さきにも紹介した一九五五年の「大学院基準」改正では、修士学位の要件としてこの最終試験を課すことがあらたに加えられていました。その改正の理由は、修士課程での研究論文作成にかかわる負担の軽減を視野に入れたものであるとされています。高度の専門家養成という新しい修士課程の目的に対応して、論文作成の負担を軽減して授業による単位取得の比重を高めることをねらっているのです。その点から考えると、おなじ「最終試験」という表現であっても、当初から要件づけられていた博士課程のそれと、改正によって追加された修士課程のそれとは位置づけにちがいがいることになると思われます。ここに「中間学位」とし



### 名大新制大学院当初の学位規程

ての修士の性格づけを読み取るこ  
とができるかもしれません。

## 五、大学院制度改革の前提

### ◆ 占領政策のゆらぎ

これまで本書では、日本における新制大学院の制度的な枠組みができあがるまでのようすを描いてきました。戦後あらたに構想された新制大学院制度は、学校教育制度という枠のなかに位置づけられ、戦前のように研究者養成だけを目的としない修士課程と博士課程の

二本立ての制度として組み立てられようとしたのでした。その背景には、日本の学術研究の水準低下を懸念する教育刷新委員会の意向と、教育機能を重視するアメリカ型の大学院制度の導入を図ろうとするC I & Eやその影響を強く受けた大学基準協会の意向とが混在していたといえます。

さて、G H Q / S C A Pによる日本の占領が終結したのは一九五二（昭和二七）年のことでした。その点からみれば、新制大学院制度は占領期の後半期に構想されて、占領終結後に発足した制度であるといえます。本書で詳しくのべることはできませんが、近年の占領期研究によると、G H Q / S C A Pによる大学改革を中心とする高等教育政策は、占領初期のものと後期のものとは質的なちがいがあつたことが明らかにされています。

#### ◆ 占領政策の変化

ごく簡単にいえば、占領初期はC I & Eによる改革主導のもと、教育における非軍事化と「民主化」（アメリカン・デモクラシーの普及）に重点がおかれていたといえます。一方、G H Q / S C A P内部にはこのC I & Eとは異なつた視点から高等教育政策を構想するE S S / S T（経済科学局科学技術課）というセクションがありました。占領後期の高等教育政策は、次第にこのE S S / S Tの影響を受けるようになり、科学・技術の振興を前提とした日本の経

済的復興に重点がおかれるようになるのです。新制大学院は、まさにこの両者がせめぎあうなかで制度化されたといつてよいのです。

しかもこうした要因が、つぎにのべる占領終結後の大学院制度改革の前提となったことは否定できません。

## 六、一九七〇年代以降の大学院改革

### ◆「大学院設置基準」の制定

一九七四（昭和四九）年六月、文部省は戦後はじめての「大学院設置基準」を制定するとともに、「学位規則」（一九五三年四月制定）の改正を行いました。この大学院設置基準は、新制大学院発足以降の大学院に関する論議を整理したものと位置づけられます。戦後の大学院制度は、この基準制定によって大きな変革をもたらされたのです。そのポイントを列挙しておきます。

第一に、修士課程の目的に修正を加え、従来の研究者養成にとどまらない高度の職業専門教

育や社会人に対する高度の教育を明確に打ち出しました。第二に、博士課程の水準を研究者として自立して研究活動を行うことができる能力等を養う水準と定めました（のちに一九八九年の改正で「高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力」を養うことも追加されました）。第三に、博士課程の標準修業年限を五年として、これを前期二年・後期三年に区分することも、五年一貫とすることもできるように弾力性をもたせました。第四に、これまでの大学院組織とは異なり特定の学部に基づきをおかない大学院（独立研究科や独立専攻）を設置できるようにになりました。これらの改革は、おおむね大学院制度の多様化・弾力化を念頭においたものであると考えられます。

#### ◆ 大学院の多様化・弾力化

なお、こうした大学院制度の多様化・弾力化政策は、その後一九七六年の学校教育法の一部改正によっても強化されました。大学院のみで構成される大学すなわち独立大学院大学の設置が認められるようになったのです。これは、明治期以来の日本の大学の歴史に照らして、学部組織と大学院組織の完全な分離を認めたという点できわめて大きな意味をもつ制度改革であったといえます。二〇〇〇年度現在で、この独立大学院大学として政策研究大学院大学（東京都）、北陸先端科学技術大学院大学（石川県）、奈良先端科学技術大学院大学（奈良県）、総合研究大





名大初の独立研究科（国際開発研究科）

学院大学（神奈川県ほか七都府県）の四大学が設置されています。

学部組織と大学院組織とを切り離すことよって生まれた大学院大学は、それまで存在しなかったまったくあたらしいタイプの大学院であるといえます。

#### ◆大学院の部局化

その一方で、おなじく学部組織と大学院組織との関係を見直すという点で共通する改革として、大学院を部局化するという動向があります。これは、従来の学部と大学院の関係をいわば逆転させるもので、これまで学部におかれていた講座を大学院講座に転換するとともに、教員組織も学部から大学院研究科へ移

行させることで大学院を研究と教育の一体の組織に変えようとするものです。

東京大学の法学部が法学政治学研究科への部局化をはじめて行ったのを皮切りに、旧七帝国大学を中心に「大学院重点化」というよび方でこの大学院の部局化が進められています。こうした動向に対して、「旧七帝大プラス東京工大、一橋大などに、この形態（大学院の部局化―引用者注）をとらせようというのが、文部省の思惑のようである。」（細井克彦『設置基準改訂と大学改革』）との指摘もなされています。

## 七、名古屋大学における大学院改革

### ◆大学院の部局化は完成

二〇〇〇（平成一二）年度現在、名古屋大学には四つの独立研究科をふくめて一二の大学院研究科がおかれています。国際開発研究科（一九九一年度設置）は、名古屋大学で最初に設置された独立研究科です。それ以降、独立研究科は人間情報学研究科（一九九二年度）、多元数理科学研究科（一九九五年度）、国際言語文化研究科（一九九八年度）が順次設置されました。

一方、従来からあつた学部に基礎をおく大学院研究科では、一九九四年度以降次第に大学院の部局化が進められています。名古屋大学において最初に大学院の部局化に着手したのは、工学研究科でした。大学院の部局化については、単年度でそれを完了する部局と複数年度でそれを完了する部局があります。それらを部局化が完成した年度順に示すと理学研究科（一九九六年度）、工学研究科（一九九七年度）、生命農学研究科（農学研究科から改称）、法学研究科（以上一九九九年度）、医学研究科、文学研究科、教育発達科学研究科（教育学研究科から改称）、経済学研究科（以上二〇〇〇年度）という順序になります。これによって名古屋大学では、情報化学部をのぞくすべての学部において大学院の部局化が行われたこととなります。

名古屋大学におけるこうした大学院重点化の施策は、すでにのべた「全国的な」大学院改革の動向に沿ったものであるといえます。ただし、ここでいう「全国的な」動向がかならずしも日本のすべての大学に共通する動向ではないという指摘があることはすでに紹介したとおりです。

いずれにしても、名古屋大学において大学院の部局化が完成したのは事実です。以下では、名古屋大学が発行した自己点検・評価報告書『明日を拓く名古屋大学』などにもとづいて、大学院重点化について整理しておきます。

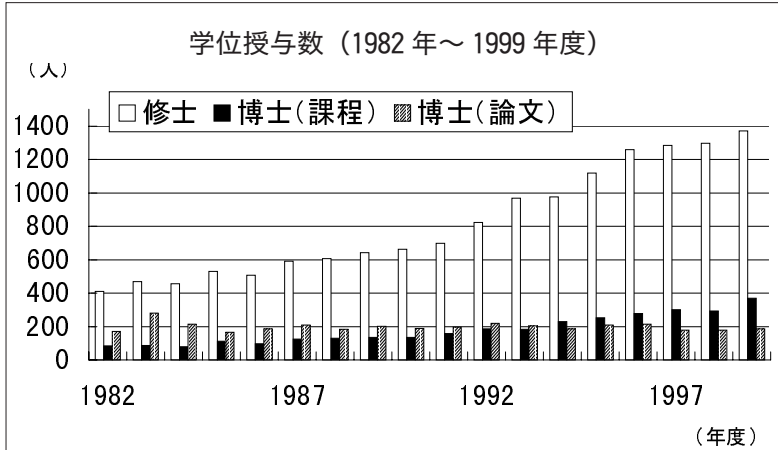
### ◆大学院改革の背景

近年、科学技術のめざましい進展や社会の国際化・情報化・高齢化が進むなかで人間と社会と自然についての教育・研究に対する社会的な要請がいつそう高まっています。その一方でこうした社会的な要請に対しては、これまでの伝統的な学問領域のみでは十分に対応できない状況が生まれつつあります。こうした傾向は、二一世紀においてますます顕著になることが予想されます。

名古屋大学では、二〇〇〇年二月に「名古屋大学学術憲章」を定めました。ここでは、名古屋大学における研究教育体制の基本方針の一つに「人文と社会と自然の諸現象を俯瞰的立場から研究し、現代の諸課題に応え、人間性に立脚した新しい価値観や知識体系を創出するための研究体制を整備し、充実させる」ことが謳われています。大学院重点化を中心としたここ数年の名古屋大学における大学院改革の動きは、こうした基本方針とおなじ路線に位置づくものであると考えられます。

### ◆大学院改革の特色

ここで、名古屋大学における大学院部局化を中心とした大学院改革のおもな特色を整理しておきます。第一の特色は、学内でも先駆的に大学院部局化を行った工学部と理学部の事例にみ



『明日を拓く名古屋大学3』および『名古屋大学のプロフィール』より作成

ることができます。前者は、「流動型大学院システム」とよばれる名古屋大学固有の制度を構築しています。また後者は、多元数理科学研究科（独立研究科）との連携を図りながら、「領域間融合型教育・研究システム」とよばれるものを構築しています。その詳細をここで説明することはできませんが、両者ともに伝統的な学問分野を基礎に据えながらも、あたらしい学際的な領域での柔軟な教育・研究活動を行うことができるようなしくみを作り上げるという点で共通した特色をもっているといえます。

第二の特色は、いわゆる文系大学院を中心とした事例にみることができます。法学研究科の「高度専門人養成コース」や経済学研究科の「社会人リフレッシュ・コース」に代表されるような大学院への社会人入学を実現していることです。これ

まで文科系の大学院は研究者養成を行うところであるというのが社会一般的な受けとめ方であったといえます。しかし近年はすべての文科系大学院の博士課程前期課程において社会人特別選抜の制度がとり入れられており、専門職業人養成の機能が充実されつつあるといえます。こうした取り組みは、すでに実施されている夜間の開講をふくめて社会的ニーズに対応した多様な大学院教育のあり方を予測させるものであると思われます。

第三の特色は、「大学院教育」という言葉に示されるように大学院における教育機能の強化が顕著になつていくことです。博士学位の授与数を例にしてみます。一般的に博士学位取得者は、学位をどの時点で授与されたのかにもとづいて「課程博士」や「論文博士」とよばれることがあります。このうち課程博士は、博士課程後期課程を修了した際に授与された場合をいいます。

戦後の新制大学院の特徴の一つに、この課程博士の授与数が理・医・工・農などの理科系において多く、文・教育・法・経済などの文科系できわめて少ないということがあります。名古屋大学の場合も一九八九（平成元）年度までの累計をみると、文科系すべての総授与数は一六件で、理科系すべてのそれは二三三八件となっています。一方、一九九九年までの累計をみると、前者が一八八件で後者（国際開発研究科など一九八九年以後に設置された独立研究科をのぞく）が四四六九件となっています。総授与数において理科系が多く文科系が少ないという

傾向は変わりませんが、増加率でみて理科系が一・九倍であるの対して文科系が一・四倍となっています。これは、とりわけ文科系の博士課程における教育機能の強化を意味するものだと考えられます。

## おわりに—これからの大学院教育

### ◆教育機関としての大学院

一九九七（平成九）年七月、大学基準協会が全国の大学院・研究科を対象に「大学院改革の実施状況に関するアンケート」を実施しました。その集計結果をみると、大学院をもつ大学の約八割が大学院を重視してその改善や改革に取り組んでいます。また、研究科の約七割強が大学院の教育理念や目的に関する改革を実施または検討していることがわかります。近年、「学部教育」という言葉とならんで、あるいはそれ以上に「大学院教育」という言葉を耳にする機会が増えていることから判断しても、教育機関としての大学院という観点がひろく浸透しつつあるといえます。

アンケートの集計結果によると、「修士課程改善のねらい、特色」の上位二項目は「高度専門職業人養成機能の強化」「社会人再教育機能の強化」となっており、「博士課程改善のねらい、特色」のそれは「研究者養成機能の強化」「高度な学術研究機能の強化」となっています。ここに大学院における修士課程と博士課程との性格のちがいを読み取ることができるようになります。こうした状況は、すでにふれた一九七四年の「大学院設置基準」によってまかれた「大学院の多様化・弾力化」という種子が一九九〇年代になってようやくつぼみを膨らませてきた、とたとえることができるかもしれません。

#### ◆各課程の役割分化

戦前の大学院は、学術研究者の養成というほとんど唯一の目的を果たすために存在していたといえます。当時の国民にとって、大学への進学はけっして一般的ではありませんでした。そうした状況のなかで大学卒業後さらに大学院へ進むということは、きわめて例外的なことからであったことは容易に想像できます。したがって大学院は、名実ともに学術研究者の養成のみを任務として存在することが社会的に許されたといえます。

戦後の大学院は、その制度が構想される過程で、従来型の大学院像と、修士学位の創設に象徴されるあたらしい大学院像との接触・結合をへて、修士・博士の両課程をあわせもつものと





名大で最初に大学院重点化に着手した工学研究科（1号館）

してスタートしました。しかしその後の大学院のあゆみをみるかぎり、この「両課程をあわせもつ」ということについてかならずしも十分な意味づけが定着していなかったのではないかと印象をぬぐえません。それは、博士課程をもつ新制大学院の多くがいわゆる「積み上げ方式」を選んだことによって、修士課程が博士課程への単なる通過地点のようになされるようになったことからもうかがい知ることができます。

さきのアンケート集計結果にあらわれた各大学における両課程の方向づけのちがいは、ある意味では「並列方式」への移行が進んでいることを示しています。そこでは「両課程をあわせもつ」

この意味が吟味され、修士課程には修士課程固有の目的をもたせ、博士課程には博士課程固有の目的をもたせたいうえで、教育制度としての大学院全体の存在意義を再発見しようとする改革動向を読み取ることができないのではないのでしょうか。

#### ◆大学院教育

歴史的な視点からみると、修士課程と博士課程のそれぞれの目的内容をどのようなものにするのかという問題は、その時代背景や社会背景などによつて変化するものといえます。しかし少なくとも近年クローズアップされてきた「大学院教育」という発想のもとでは、大学院の教育的な機能がこれまで以上に重視されることはあつても軽視されることはないと考えられます。その結果、大学院教育としての水準を維持・向上させるために大学院カリキュラムや教授方法などが整備・充実されることになると考えられます。あわせて大学院教育用の施設設備などの教育研究環境・条件の整備も進められると考えられます。

本書では、日本における大学院の歴史を概説しながら、名古屋大学の大学院のあゆみについてのべてきました。アメリカの社会学者のマーチン・トロウが提唱した「トロウ・モデル」によると、国家レベルでの高等教育制度は、該当年齢人口に占める大学在籍率を尺度として（エリート型（一五%まで）〈マス型（一五〜五〇%まで）〈ユニバーサル・アクセス型（五〇%

以上) という三段階を通じて拡大・発展し、その目的・機能・構造が質的に変化するとされています。このモデルに照らすと、日本の高等教育制度は〈マス型〉の段階にあるといえます。そして二一世紀のはやい時期にはつぎの段階へと移行するだろうと考えられています。

大学入学者数の増加によって大学の目的や機能に変化がもたらされるであろうことは、戦前の旧制大学と戦後の新制大学をくらべることで容易に理解できると思います。では、おなじことが大学院についてもいえるのでしょうか。この問いに対する答えの手がかりは、戦前の大学院と戦後の大学院あるいは戦後の大学院における研究者養成機能と高度職業人養成機能の比較、さらには大学院の教育機能強化の中身の検討などによって得ることができるように思います。

#### 〈引用文献・主要参考文献〉

- 海後宗臣・寺崎昌男 『大学教育』 (東京大学出版会、一九七六年)
- 市川昭午・喜多村和之編 『現代の大学院教育』 (玉川大学出版部、一九九五年)
- 名古屋大学史編集委員会編 『名古屋大学五十年史 (通史一・二)』 (名古屋大学、一九九五年)
- 細井克彦 『設置基準改訂と大学改革』 (つむぎ出版、一九九四年)
- 日本近代教育史料研究会編 『教育刷新委員会・教育刷新審議会 会議録』 (岩波書店、一九九六～一九九八年)

- 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史（通史一～三）』（東京大学、一九八四～一九八六年）
- 大学基準協会十年史編纂委員会編『大学基準協会十年史』（大学基準協会、一九五七年）
- 名古屋大学自己評価実施委員会編『明日を拓く名古屋大学（二・三）』（名古屋大学、一九九五・一九九七年）
- 羽田貴史『戦後大学改革』（玉川大学出版部、一九九九年）
- 大学基準協会『大学基準協会会報 第四号』（大学基準協会、一九四九年）
- 文部省内教育史編纂会『明治以降教育制度発達史 第五卷』（昭和三十九年版復刻、芳文閣、一九八五年）
- 近代日本教育制度史料編纂会『近代日本教育制度史料 第二四卷』（講談社、一九七六年）
- 岩山太次郎・示村悦二郎編『大学院改革を探る』（エイデル研究所、一九九九年）
- 喜多村和之『現代の大学・高等教育―教育の制度と機能』（玉川大学出版部、一九九九年）

著者略歴

山口 拓史（やまぐち たくじ）

一九六二年、兵庫県生まれ

一九九四年、名古屋大学大学院教育学  
研究科博士課程（後期課程）単位取得  
退学

現在、名古屋大学史資料室助手  
専攻 高等教育史

名大史ブックレット1

これまでの大学院・これからの大学院

二〇〇〇年二月二〇日 第一刷発行

二〇〇一年九月一〇日 第二刷発行

著者 山口 拓史

編集発行 名古屋大学史資料室

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

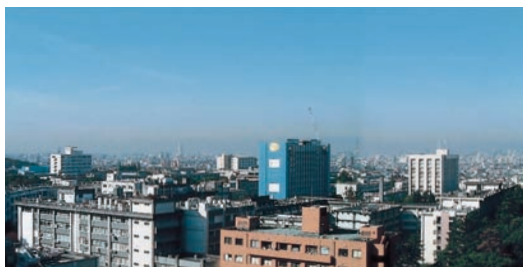
電話 〇五二（七八九）二〇四六

印刷所 株式会社 ク イ ッ ク ス

〒456-0004 名古屋市熱田区桜田町一九一〇

電話 〇五二（八七二）九一九〇





表紙写真：中・高層建物が増えてきた東山キャンパス

右は工学研究科1号館(8階建)、中央は総合研究棟(建設中)、その左後方が人間情報学研究科(8階建)、左は国際開発研究科(8階建)。